

山口県消防広域化推進計画

令和 6 年 1 1 月
山 口 県

I 消防広域化推進計画の再策定経緯等

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

こうした状況を克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であるため、国は、平成6年以降、自主的な市町村の消防の広域化を推進しており、平成18年には、広域化を更に推進するため、消防組織法の改正を行い、「市町村の消防の広域化」を法律に位置付けた。

県では、平成20年5月、消防力の強化による住民サービスの向上や、消防に関する行財政運営基盤の強化・効率化を図るため、「山口県消防広域化推進計画」（以下、「県計画」という。）を策定した。

その後、関係市町において、広域化に係る協議が行われた結果、県計画に定めた市町の組合せと異なる組合せについて合意されたことから、県は、市町の意向を最大限尊重し、平成23年6月、県計画を変更（以下、「変更計画」という。）した。

また、平成31年3月には、消防組織法が改正された平成18年以降10年以上経過したことから、変更計画に対する広域化の進捗、広域化消防本部の効果、消防需要の動向等を振り返った上で、県計画を再策定したところである。

今回の改訂では、本推進計画の連携・協力のなかで、高機能消防指令センターの共同運用が確定した地域をあらたに連携・協力対象地域として位置付けるものである。

Ⅱ これまでの経過

1 広域化の進捗状況

平成23年6月に策定した変更計画では、市町が最終的に消防に責任を持ち広域化の実施主体となることを踏まえ、市町の意向を最大限尊重して、広域化の対象となる市町の組合せを「宇部・山陽小野田地区（宇部市、山陽小野田市）」、「周南地区（周南市、下松市、光市、田布施町）」の2地区とした。

このうち、宇部・山陽小野田地区については、平成24年4月から広域消防業務が開始された。

一方、周南地区については、構成市町により検討を行ったものの、平成24年に「時期尚早である。引き続き、関係市町において、中長期的な観点をもって広域化への研究、協議に努めていく」との結論に至った。

2 広域化の効果

平成24年4月から広域消防業務が開始された宇部・山陽小野田地区の広域化の効果は、下記のとおり報告されている。

なお、広域化に伴う課題等は、認められていない。

警防上の メリット	・火災時の一次出動車両数を増強することができた。 ・指揮隊を設置し、効果的な部隊運用が図られた。 ・救急車の効率的な運用が可能となった。 ・旧宇部市消防管内で運用していたドクターカーの出動エリアが、山陽小野田市にも拡大され、救急業務の高度化が図られた。 ・市境付近への現場到着時間の短縮が図られた。
組織上、 人事上、 その他の メリット	・本部を一元化することにより、現場活動要員の増強が図られた。 ・機械器具の整備などは単市で行うよりも、より有効的な配備が行え、経費負担も軽減された。 ・消防救急無線デジタル化及び高機能指令センターの一元化整備により設備の効率化が図られた。 ・職員研修の計画的実施及び充実が可能となった。

3 消防需要の動向及び将来見通し

(1) 火災概況

令和4年は、平成24年と比較して、火災件数が37件増加しており、火災による死者（自殺者等を除く）は13人減少している。

平成24年以降の火災による死者（自殺者等を除く）のうち、約8割が住宅火災によるものであり、その内、65歳以上の高齢者が6割以上を占めている。

今後、高齢化・独居化が進むにつれて、高齢者の住宅火災による死者の割合が更に増加する恐れがあるため、高齢者に対する住宅火災予防の取組みを一層強化する必要がある。

	火災件数	うち住宅火災件数	火災による死者（人） ※自殺者等を除く	うち65歳未満の住宅 火災による死者（人） ※自殺者等を除く	うち65歳以上の住宅 火災による死者（人） ※自殺者等を除く
平成24年	566	171	27	10	12
平成25年	616	151	26	3	16
平成26年	500	145	17	5	10
平成27年	422	121	14	4	8
平成28年	434	137	19	5	13
平成29年	500	148	23	2	10
平成30年	518	136	20	5	12
令和 元年	513	122	23	5	12
令和 2年	512	129	18	2	14
令和 3年	479	131	16	3	8
令和 4年	603	138	14	2	11

(2) 救急業務

令和4年は、平成24年と比較して、救急出動件数が9,970件増加しており、現場到着平均所要時間も1.8分長くなっている。

救急出動件数は、近年増加傾向にあり、このまま増加を続ければ、地域によっては、住民の救急要請に対し、現在のような迅速な対応を行うことが困難となる恐れがあるため、救急業務の体制を更に強化する必要がある。

	救急出場件数	救急搬送人員	現場到着平均 所要時間（分）	収容平均 所要時間（分）
平成 24 年	64,644	59,017	8.3	35.0
平成 25 年	66,895	60,675	8.2	35.5
平成 26 年	66,425	60,247	8.6	36.3
平成 27 年	67,292	60,743	8.7	37.2
平成 28 年	68,699	61,509	8.9	38.1
平成 29 年	67,774	60,695	8.8	38.2
平成 30 年	69,371	62,276	9.0	38.9
令和 元年	68,909	61,414	9.0	39.7
令和 2 年	62,929	55,826	9.4	41.1
令和 3 年	65,794	58,508	9.7	42.7
令和 4 年	74,614	64,760	10.1	45.7

（３） 予防業務

令和 4 年度は、平成 24 年度と比較して、防火対象物数が 458 件増加しているが、立入検査数は 1,174 件減少している。

立入検査数を増加させるため、違反是正や火災原因調査など高度かつ専門的な能力をもつ職員を増加させる必要がある。

	防 火 対 象 物 数	立 入 検 査 数
平成 24 年度	52,419	16,775
平成 25 年度	52,527	16,644
平成 26 年度	52,647	16,155
平成 27 年度	53,040	14,448
平成 28 年度	52,652	16,195
平成 29 年度	52,869	12,938
平成 30 年度	53,443	12,509
令和元年度	53,367	15,142
令和 2 年度	53,179	11,916
令和 3 年度	52,900	15,218
令和 4 年度	52,877	15,601

Ⅲ 県内消防本部の現況

1 消防本部数

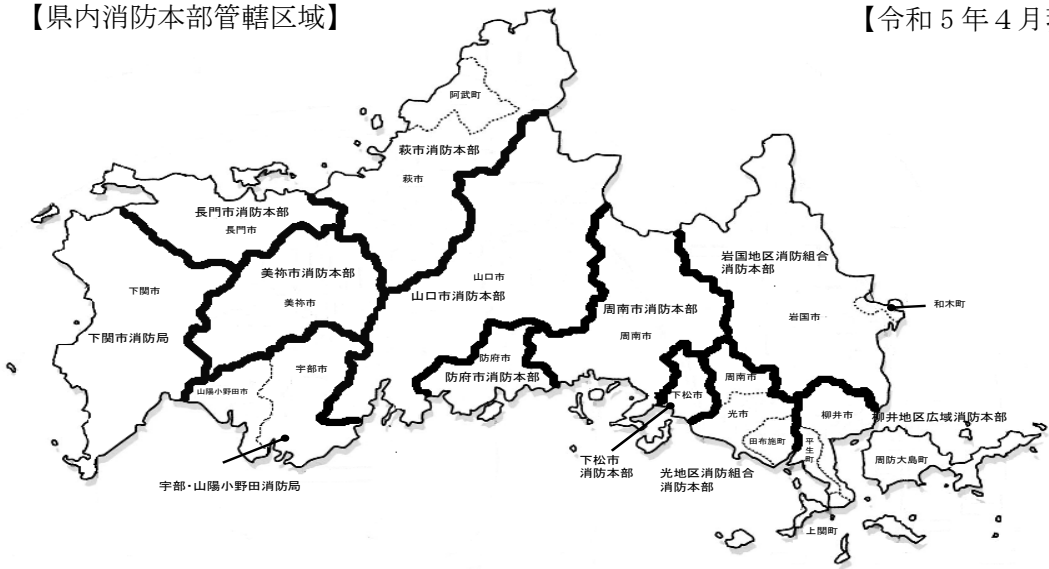
令和 5 年 4 月現在、県内消防本部数は、12 本部となっている。

消防本部（局）	構成市町	面積 (k m ²)	管轄人口 (人)	消防吏員数 (人)	うち女性消防 吏員数 (人)	勤務 体制
下関市消防局	下関市	716.28	255,051	325	4	二部制
山口市消防本部	山口市	1023.23	193,966	246	8	三部制
萩市消防本部	萩市、阿武町	814.26	47,681	93	2	二部制
防府市消防本部	防府市	189.37	113,979	142	6	二部制
下松市消防本部	下松市	89.34	55,887	69	2	二部制
長門市消防本部	長門市	357.31	32,519	66	1	三部制
美祢市消防本部	美祢市	472.64	23,247	62	1	二部制
周南市消防本部	周南市（旧熊毛町除く）	585.79	123,066	207	5	二部制
柳井地区広域消防本部	柳井市、周防大島町、上関町、平生町	347.38	59,853	139	1	二部制
光地区消防組合消防本部	光市、周南市（旧熊毛町）、田布施町	213.05	78,755	118	3	三部制
岩国地区消防組合消防本部	岩国市、和木町	884.25	135,159	235	5	三部制
宇部・山陽小野田消防局	宇部市、山陽小野田市	419.74	222,896	321	9	二部制

※面積は、令和 6 年 4 月 1 日現在（国土地理院）
管轄人口は、令和 2 年 10 月 1 日現在（国勢調査）
消防吏員数は、令和 5 年 4 月 1 日現在

【県内消防本部管轄区域】

【令和 5 年 4 月現在】



2 消防本部の規模

- (1) 国が一つの目標に掲げる管轄人口30万人以上の規模に該当する消防本部はない。
- (2) 管轄人口10万人未満の消防本部（小規模消防本部）は、12本部中6本部が該当する。
- (3) 消防吏員数100人以下の消防本部（準特定小規模消防本部）は、12本部中4本部が該当する。
- (4) 消防吏員数50人以下の消防本部（特定小規模消防本部）に該当する消防本部はない。

3 消防車両等

県内の常備消防の消防車両整備状況は下記のとおり。

令和4年4月現在

消防本部（局）		消防ポンプ自動車		はしご自動車		化学消防車		救急自動車		救助工作車	
下関市消防局	算定数（A）	16	台	3	台	2	台	11	台	3	台
	整備数（B）	16	台	3	台	2	台	10	台	3	台
	比率（B）／（A）	100	%	100	%	100	%	91	%	100	%
山口市消防本部	算定数（A）	16	台	2	台	2	台	10	台	2	台
	整備数（B）	14	台	2	台	2	台	10	台	2	台
	比率（B）／（A）	88	%	100	%	100	%	100	%	100	%
萩市消防本部	算定数（A）	3	台	1	台	1	台	5	台	1	台
	整備数（B）	3	台	1	台	1	台	5	台	1	台
	比率（B）／（A）	100	%	100	%	100	%	100	%	100	%
防府市消防本部	算定数（A）	7	台	1	台	2	台	5	台	1	台
	整備数（B）	7	台	1	台	2	台	5	台	1	台
	比率（B）／（A）	100	%	100	%	100	%	100	%	100	%
下松市消防本部	算定数（A）	4	台	1	台	2	台	4	台	1	台
	整備数（B）	4	台	1	台	0	台	4	台	1	台
	比率（B）／（A）	100	%	100	%	0	%	100	%	100	%
長門市消防本部	算定数（A）	2	台	1	台	1	台	3	台	1	台
	整備数（B）	2	台	1	台	1	台	3	台	1	台
	比率（B）／（A）	100	%	100	%	100	%	100	%	100	%
美祿市消防本部	算定数（A）	4	台	1	台	1	台	3	台	1	台
	整備数（B）	4	台	1	台	1	台	3	台	1	台
	比率（B）／（A）	100	%	100	%	100	%	100	%	100	%
周南市消防本部	算定数（A）	11	台	3	台	4	台	9	台	3	台
	整備数（B）	11	台	3	台	4	台	9	台	3	台
	比率（B）／（A）	100	%	100	%	100	%	100	%	100	%
柳井地区広域消防本部	算定数（A）	6	台	1	台	1	台	7	台	1	台
	整備数（B）	6	台	1	台	1	台	7	台	1	台
	比率（B）／（A）	100	%	100	%	100	%	100	%	100	%
光地区消防組合消防本部	算定数（A）	6	台	1	台	1	台	4	台	1	台
	整備数（B）	6	台	1	台	1	台	4	台	1	台
	比率（B）／（A）	100	%	100	%	100	%	100	%	100	%
岩国地区消防組合消防本部	算定数（A）	13	台	1	台	1	台	9	台	2	台
	整備数（B）	13	台	1	台	1	台	9	台	2	台
	比率（B）／（A）	100	%	100	%	100	%	100	%	100	%
宇部・山陽小野田消防局	算定数（A）	15	台	2	台	3	台	9	台	4	台
	整備数（B）	15	台	2	台	3	台	9	台	4	台
	比率（B）／（A）	100	%	100	%	100	%	100	%	100	%

※算定数は、各市町が消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づいて算定した数。

4 市町の財政状況

平成24年度以降、県内市町の歳出決算額及び消防費決算額の合計は、下記のとおり。

	歳出決算額 (A)	うち消防費決算額 (B)	消防費の割合 (B) / (A)
平成24年度	616,569,255 千円	25,816,341 千円	4.19 %
平成25年度	636,668,798 千円	25,255,430 千円	3.97 %
平成26年度	637,777,249 千円	25,403,167 千円	3.98 %
平成27年度	636,797,808 千円	27,845,367 千円	4.37 %
平成28年度	629,971,069 千円	23,447,843 千円	3.72 %
平成29年度	644,968,364 千円	23,028,222 千円	3.57 %
平成30年度	639,285,486 千円	23,483,271 千円	3.67 %
令和 元年度	647,164,413 千円	23,321,982 千円	3.60 %
令和 2年度	798,602,707 千円	25,147,500 千円	3.15 %
令和 3年度	706,939,405 千円	23,943,834 千円	3.39 %
令和 4年度	710,457,915 千円	23,322,129 千円	3.28 %

IV 今後の消防体制の展望

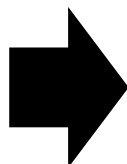
1 広域化対象市町の組合せ

市町が最終的に消防に責任を持ち広域化の実施主体となることを踏まえると、市町の意向を最大限尊重し、広域化対象市町の組合せを決定する必要がある。

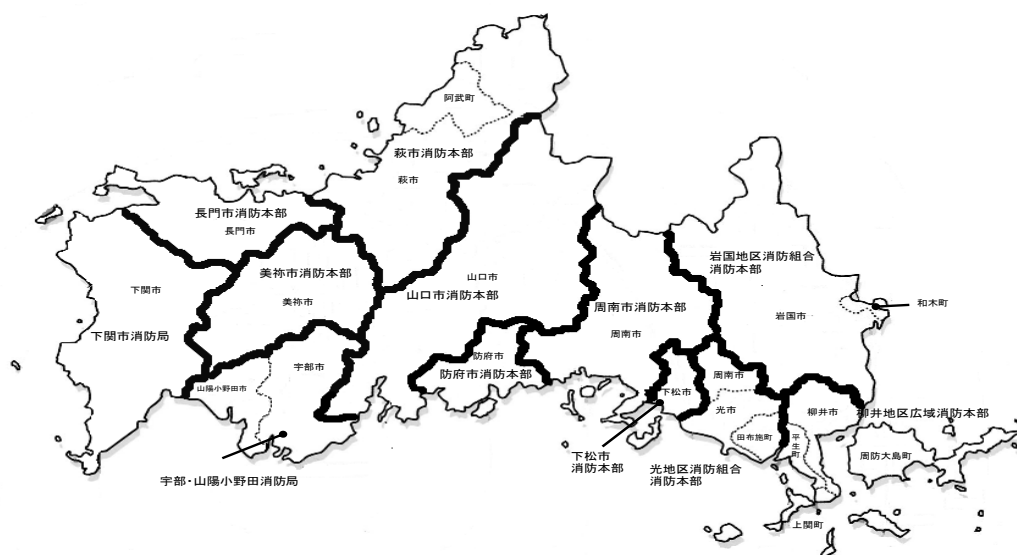
県では、平成23年6月、市町の意向を最大限尊重した変更計画を策定したところであるが、「周南地区」については、広域化が実現していないことから、引き続き、「周南地区」を広域化対象市町として推進していく。

なお、県としては、今回、広域化対象市町としない地域にあっても、小規模消防本部等の解消に向け、更なる消防の広域化が進むよう、引き続き、指導・助言に努めていく。

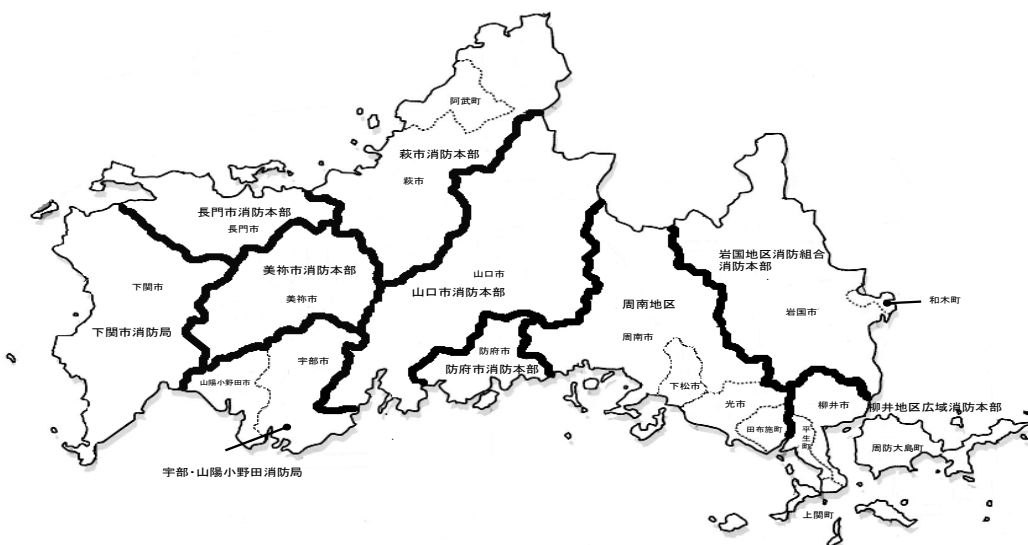
【現体制】		【広域化後の体制】	
消防本部（局）	構成市町	消防本部（局）	構成市町
下関市消防局	下関市	下関市消防局	下関市
山口市消防本部	山口市	山口市消防本部	山口市
萩市消防本部	萩市、阿武町	萩市消防本部	萩市、阿武町
防府市消防本部	防府市	防府市消防本部	防府市
下松市消防本部	下松市	長門市消防本部	長門市
長門市消防本部	長門市	美祢市消防本部	美祢市
美祢市消防本部	美祢市	柳井地区広域消防本部	柳井市、周防大島町、上関町、平生町
周南市消防本部	周南市（旧熊毛町除く）	岩国地区消防組合消防本部	岩国市、和木町
柳井地区広域消防本部	柳井市、周防大島町、上関町、平生町	宇部・山陽小野田消防局	宇部市、山陽小野田市
光地区消防組合消防本部	光市、周南市（旧熊毛町）、田布施町	周南地区	周南市、下松市、光市、田布施町
岩国地区消防組合消防本部	岩国市、和木町		
宇部・山陽小野田消防局	宇部市、山陽小野田市		



【現在の管轄図】



【広域化後の管轄図】



2 連携・協力

消防の広域化は、消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策であるが、消防の広域化の実現には、なお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防の広域化につなげるべく、高機能消防指令センターの共同運用や、消防用車両・消防署所の共同整備等の消防の連携・協力を行うことが必要である。

特に、高機能消防指令センターの共同運用は、施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分、人員の効率的な配置、現場要員の増強等を図れることに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されることや、消防本部間で災害情報の様式を統一することによって、災害情報の統計資料としての活用も容易になること等の効果が見込まれる。

また、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に、高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能である。

さらには、人事交流による職員間のつながりや、意識の共有、広域的に消防事務を行うことの効果の実感、共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積等、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につながる効果が特に大きい。

県内では、以下の地域で高機能消防指令センターの共同運用に向けて取り組んでおり、これらの地域を連携・協力対象地域として位置づける。

その他の地域においても、高機能消防指令センターの共同運用について、次回更新時期を見据えつつ、市町の意向も踏まえながら、指導・助言に努めていく。

【連携・協力対象地域】

消防本部（局）	構成市町	面積 (k m ²)	管轄人口 (人)	開始時期
山口市消防本部 萩市消防本部 防府市消防本部	山口市、萩市、 防府市、阿武町	2026.86	355,626	令和7年度
下関市消防局 美祢市消防本部 長門市消防本部	下関市、美祢市、 長門市	1546.13	310,817	令和7年度
周南市消防本部 光地区消防組合消防本部 下松市消防本部	周南市、光市、下 松市、田布施町	888.18	257,708	令和12年度 (令和8年度から 周南・光の2消防 本部で共同運用を 先行開始)

※面積は、令和6年4月1日現在（国土地理院）

管轄人口は、令和2年10月1日現在（国勢調査）

【高機能消防指令センターの更新時期】

消防本部名	直近の更新時期
	今後の更新時期（予定）
下関市消防局	平成 25 年 10 月 （美祢市と共同運用）
	令和 8 年 2 月 （長門市・美祢市と共同運用）
山口市消防本部	平成 22 年 1 月
	令和 7 年 11 月頃 （萩市・防府市と共同運用）
萩市消防本部	平成 27 年 10 月
	令和 7 年 11 月頃 （山口市・防府市と共同運用）
防府市消防本部	平成 28 年 3 月
	令和 7 年 11 月頃 （山口市・萩市と共同運用）
下松市消防本部	平成 28 年 3 月
	令和 12 年 （周南市・光地区と共同運用）
長門市消防本部	平成 28 年 12 月
	令和 8 年 2 月 （下関市と美祢市と共同運用）
美祢市消防本部	平成 25 年 10 月 （下関市と共同運用）
	令和 8 年 2 月 （下関市・長門市と共同運用）
周南市消防本部	平成 27 年 2 月
	令和 8 年 4 月 （光地区と共同運用）
柳井地区広域消防本部	平成 30 年 2 月
	令和 8 年
光地区消防組合消防本部	平成 29 年 4 月
	令和 8 年 4 月 （周南市と共同運用）

岩国地区消防組合消防本部	平成 28 年 3 月
	令和 9 年
宇部・山陽小野田消防局	平成 26 年 3 月
	令和 7 年

(附 則)

平成 20 年 5 月策定

平成 23 年 6 月変更

平成 31 年 3 月再策定

令和 4 年 1 月改訂

令和 5 年 3 月改訂

令和 6 年 11 月改訂